

介護支援専門員実務・更新(未)・再研修 2日目

第4章 人格の尊重及び権利擁護 並びに介護支援専門員の倫理

1

本科目の目的と修得目標

P. 249、P.251

■目的

人権と尊厳を支える専門職に求められる姿勢を認識する。

また、介護支援専門員としての職業倫理を理解するとともに、日常業務で直面する倫理的課題等を認識する。

■修得目標

- ① 人権と尊厳を支える専門職として求められる姿勢について説明できる。
- ② 守秘義務を順守したケアマネジメントの意義・重要性について説明できる。
- ③ 日常業務において起こり得る倫理的課題に対して向き合うことの重要性について説明できる。
- ④ 利用者の生活を守るための制度の内容や利用方法について説明できる。
- ⑤ 人権等を踏まえ、利用者本位のケアマネジメントの重要性について説明できる。
- ⑥ チームケアを行う際の倫理の必要性を判断できる。
- ⑦ 介護保険制度で求められる利用者のニーズの代弁機能の意義について説明できる。

2

1. 介護支援専門員として備えるべき基本的な姿勢

介護支援専門員の基本姿勢

⇒介護支援専門員としての哲学、倫理、理念につながる。

⇒介護支援専門員の専門職としての価値を決定づける。

2. 介護支援専門員の義務等

(1) 基本的な価値の理解

◎介護支援専門員がよって立つべき基本的な価値

- ① 基本的人権の尊重
- ② 自己決定の尊重
- ③ プライバシーの尊重
- ④ ノーマライゼーションの実現
- ⑤ QOLの向上
- ⑥ 自立の達成
- ⑦ 自己実現の達成

介護支援専門員の義務等 (介護保険法第69条34～37)

PP. 21～22

1. 公正・誠実な業務遂行義務

(介護支援専門員の義務)

第69条の34

介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、**公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。**

5

介護支援専門員の義務等 (介護保険法第69条34～37)

2. 基準遵守義務

第69条の34

- 2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める**基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。**

3. 資質向上努力義務

第69条の34

- 3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させその他その**資質の向上を図るよう努めなければならない。**

6

介護支援専門員の義務等 (介護保険法第69条34～37)

4. 介護支援専門員証の不正使用の禁止

5. 名義貸しの禁止

(名義貸しの禁止等)

第69条の35

介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはならない。

7

介護支援専門員の義務等 (介護保険法第69条34～37)

6. 信用失墜行為の禁止

(信用失墜行為の禁止)

第69条の36

介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

7. 秘密保持義務

(秘密保持義務)

第69条の37

介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。

8

(2) 介護支援専門員としての倫理の理解

1) 倫理とは

- 倫理とは人として守るべき道徳やモラルのこと。仲間の間での決まりごと、守るべき秩序。
- 他者との関係においてどのような行動をとるのが最善であるかを考え、判断すること。
- 専門職の倫理－業務を遂行するうえで遵守すべき判断基準を示したもの。
- 利用者の利益の優先、個別性の尊重、受容、秘密保持などがある。

(2) 介護支援専門員としての倫理の理解

2) 介護支援専門員の倫理

① 利用者の理解

「人を対象とする専門職である」という自らの役割を再認識し、自らの判断や行動が倫理的なものであるかを吟味し、自らを律しなければならない。

② 倫理の多様性

(2) 介護支援専門員としての倫理の理解

2) 介護支援専門員の倫理

③ 倫理的葛藤の整理

- 自分自身が感じた葛藤を自分だけのものにしない。
- ほかの介護支援専門員や職種の意見、価値を確認し合い、何が最善なのかを結論づけていく場を設定することが、倫理的な課題が生じた際、介護支援専門員の重要な役割の一つとなる。

11

3. 倫理綱領

(1) 職能団体ごとに規定

◎倫理綱領の機能

- ① 専門職の実践の質の担保
- ② 社会的信用の確保
- ③ 倫理的判断の指針
- ④ 外部規制に対する防備

12

(2) 介護支援専門員倫理綱領

- ① 自立支援
- ② 利用者の権利擁護
- ③ 専門的知識と技術の向上
- ④ 公正・中立な立場の堅持
- ⑤ 社会的信頼の確立
- ⑥ 秘密保持
- ⑦ 法令遵守
- ⑧ 説明責任
- ⑨ 苦情への対応
- ⑩ 他の専門職との連携
- ⑪ 地域包括ケアの推進
- ⑫ より良い社会づくりへの貢献

第2節 守秘義務を遵守したケアマネジメントの意義・重要性

1. 守秘義務

職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。
正当な理由なく個人情報を開示してはいけない。

(1) 介護保険法上の義務

介護保険法第69条の37 秘密保持義務

(2) 運営基準上の義務

運営基準(支援)23条 秘密保持

2. 守秘義務違反に対する措置

- (1) 介護支援専門員の登録消除
(法第69条の39第2項第1号)
- (2) 介護支援専門員に対する罰則
(法第205条第2項)
- (3) 居宅介護支援事業者に対する勧告、命令等
(法第83条の2第1項第2号)
- (4) 居宅介護支援事業者の指定の取り消し等
(法第84条)

2. 守秘義務違反に対する措置

(5) 情報開示にあたっての注意

- ・ サービス担当者会議等
⇒ 個人情報提供は必要最小限にとどめる。
- ・ 事例検討会や地域ケア会議等
⇒ 特定の個人を識別できないように匿名化する。

1. 介護支援専門員の自己覚知

介護支援専門員が自身の価値観を自覚することが大切⇒「自己覚知」の重要性

2. 自己覚知がなされない場合の対人援助職としての問題

事例1：本人と介護支援専門員の関係

事例2：本人・家族と介護支援専門員の関係

1. 倫理的な感受性の重要性

(1) 利用者の尊厳の保持のために
業務を行うなかで、「なんとなく違和感がある」と感じたとき、「いったいその感覚は何なのか」を自分自身でしっかりとみつめることが大切である。

(2) 違和感の共有
倫理的な課題をそのままにすれば、利用者の尊厳は守られない。周囲の人たちに問いかけることが必要である。

2. 意思決定が難しい利用者の支援

(1) 利用者の意思決定の支援に必要な心構えと態度

- 利用者の意思を軽視したり、誘導したりしない。
- 利用者の権利が軽視されることのないよう、家族や専門職等の言葉や態度を注意深く確認する。

(2) 倫理的態度や判断の意識的な実行

- 本人の理解度に合わせた説明が必要。
- 本人の生活歴やエピソード、その後の医療や生活の予測などに基づいて検討し、判断する。

19

1. 権利擁護のための「代弁」

「判断能力が不十分な人」の意思の尊重

「代弁」は権利擁護と密接な関係をもつ。

2. 代弁に求められる技術

明確な援助観と高度な援助技術が求められる。

- 本人を「意思ある人」として認識する
- 本人の言葉とやりとりを大切にする
- 援助関係のなかで意思や感情を感受する
- 情報を本人の側から組み立てる
- 本人の意思を代弁して媒介する

3. 倫理的な課題に関する事例

事例1: ショートステイでのおむつ交換の方法に関する介護支援専門員の介入

事例2: 利用者と家族の意見の相違

事例3: 初めて介護保険を利用する老夫婦への対応

事例4: 介護支援専門員が利用者に提供する情報

- ① この事例の倫理的な課題は何か
- ② どのようなことに配慮し、行動すべきか

21

1. 利用者の権利擁護

(1) 権利擁護の理解と利用者の権利行使支援

権利擁護(アドボカシー)

＝利用者の代弁や弁護を行うこと、支援を通して個人やコミュニティの権利を守ること。

(2) 諸専門職へのはたらきかけ

(3) 情報の提供と選択肢の提示

介護保険に関する基礎知識の提供

(4) 価値観の尊重と利用者本位

(5) 介護支援とリスクマネジメント

22

2. 苦情対応

(1) 苦情の意義

苦情は高齢者の権利を守るうえで重要

(2) 苦情対応の効果

- ① 利用者の権利擁護
- ② 事業所のサービスの質の維持と向上

(3) 苦情に関する関係機関

事業所・保険者・国民健康保険団体連合会

(4) 事例：利用者の権利擁護

利用者の権利を守るうえでの課題

1. 利用者の権利としての苦情申し立て

(1) 対等な関係を保つ難しさ

身体機能の低下による自信喪失、サービスを受けることへの引け目などにより、サービス事業者と「対等な関係」を保持することは難しい。

(2) 権利行使を支援

苦情申し立てのしくみ＝利用者側の権利を守るための制度

援助者としての専門的なはたらきかけが求められる。

2. 苦情の申し立てとその解決及び介護支援専門員の役割

(1) 苦情の受け付け

- ・ 介護支援専門員
- ・ サービス提供事業者
- ・ 介護保険施設の苦情相談窓口
- ・ 市町村の介護保険担当課
- ・ 国民健康保険団体連合会(国保連)

2. 苦情の申し立てとその解決及び介護支援専門員の役割

(2) 国保連の取り組み

国保連＝介護サービスの質の向上に関する調査
及び指定事業者への指導・助言

(法176条1項3号)

苦情申し立て→実態把握→苦情処理委員会が改善
事項を検討→事業者への指導・助言

(3) 「苦情」になる前のアプローチ

3. 「権利擁護」の意味の検討

(1) 権利擁護によって「擁護」するもの

「狭義の権利擁護」＝権利侵害からの保護

生活上の基本的ニーズの充足

「積極的権利擁護」＝「本人らしい生活」

「本人らしい変化」を支える

(2) 「本人らしい生活」の保障

自己実現や自己決定の尊重とも深く関係する。

広義には権利擁護のための活動となることを認識する。

出典：岩間伸之「支援困難事例へのアプローチ」メディカルレビュー社

4. 権利擁護のための具体的な制度活用

(1) 成年後見制度

判断能力が不十分な利用者に成年後見人等を選任。
権利侵害からの擁護、本人の意思決定や自己決定
の支援を含む、生活全般にかかわる制度。

(2) 日常生活自立支援事業

都道府県・政令指定都市社会福祉協議会が実施主体。
判断能力が不十分な利用者で、本事業の契約の内容
について判断する能力を持つ者が対象。日常的金銭
管理がサービスの中心となるが、それを通して日常
生活全般にわたる援助にかかわる。

4. 権利擁護のための具体的な制度活用

(3) 高齢者虐待防止法に基づく対応

2006(平成18)年4月 高齢者虐待防止法施行

虐待の定義と種類(身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)、市町村の責任、養護者支援の必要性等が明確になった。

虐待対応は連携と協働が不可欠である。役所、地域包括支援センター、施設・病院、地域住民・地域組織等と連携しながら継続的にはたらきかけることが大切である。

29

第7節 チームケアを行う際の倫理の必要性の判断

P. 281

1. 多職種、他機関と協働する場面での態度

(1) 介護支援専門員の機能の説明

「介護支援専門員だからこそ行える専門性」
介護支援専門員としての機能を自覚する。

(2) ほかの職種の機能の理解

各職種がよりよく連携し、効率的に利用者の自立支援に向けた効果を発揮できるかを考え、コーディネートしていく役割を担う。

30

2. チーム・アプローチ

(1) 居宅サービス計画との整合性

個別サービス計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか等、確認する。

(2) 相乗効果の確認

チーム間で利用者の権利侵害がないか相互確認する。

2. チーム・アプローチ

(3) 代弁機能

利用者や家族に代わって意見や苦情をサービス事業所に伝える方がよい場合は介護支援専門員が役割を担う。

(4) 利用者の財産、個人情報等の保護

特に介護保険サービス以外の支援を利用する場合には、利用者の財産、個人情報等が不当に取り扱われないよう、利用者の権利擁護を行う。

1. 権利を守る覚悟をもつ

高齢者の尊い人権が守られ続けるよう支援する。

2. 実践を通して学ぶ

他の職種・機関との連携、専門職の役割・機能等の理解をする。

3. 自己覚知を深める

自らの価値観や視点、思考や傾向についての自己覚知を深める。

4. 倫理的な感受性を大切にする

感じたことを ① 自分自身で整理する
② 他者と共有し意見交換する